

異議申立て

2014年5月20日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

異議申立人 \_\_\_\_\_ 印

1. 異議申立人の氏名・年齢・住所

氏名 \_\_\_\_\_

年齢 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

2. 異議申立てにかかわる処分

国土交通大臣が行った

2014年(平成二十六年)3月28日付けの国土交通省告示第三百九十六号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。)第十六条の規定に基づき使用の認可をした

とする旨の処分。

3. 異議申立てにかかわる処分があったことを知った日

2014年(平成26年)3月28日

4. 異議申立ての趣旨

- ・「2項の処分を取り消す」との決定を求める。

5. 異議申立ての理由

・今回の処分は、地下に直径16mのトンネルを掘ることを認めるものであるが、工事及び工事期間後も何らかの影響被害が生じる可能性がある土地に居住する住民に、承諾の確認をしないまま、地下にトンネルを掘ることは、私たちの安心して暮らす権利、及び環境権の侵害である。

・説明会などは、常に日程が間近での案内で、参加しにくい設定である。内容も、どのような構造物ができ、どのような影響が予測されるのかなどについて、納得のいく説明がなく、説明責任を果たしていない。

・地盤沈下や家屋のひび・傾き、さらに大気汚染、振動・騒音・低周波被害などが発生した場合の、被害補償の対策を明示すべきである。家屋調査のデータを誰がいつまで保存するか責任主体が不明である。補償を含めた対策が一切明言されていない本事業の認可は取り消されるべきである。

- ・その他

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6. 処分庁の教示 なし

7. その他

口頭での意見陳述を 申し出る (申し出ない)

以上

(下線部5カ所記入、1カ所押印、意見陳述のどちらかに丸を記入の上、提出)